

中種子町立納官小学校『学校ホームページ校内運用基準』

本基準のねらい

第1条 この基準は、中種子町立納官小学校における学校ホームページの運用に関し、必要な事項を定めることとする。

ホームページ運用のねらい

第2条 納官小学校に在籍する学校職員等は、以下に掲げるような事項をねらいとしてホームページを運用することができる。また、納官小学校に在籍する児童は、学校職員の指導を受けながらホームページの更新をすることができる。

- (1) 各教科や道徳・特別活動・総合的な学習の時間等における学習の充実
- (2) 地域及び保護者との連携
- (3) PTA活動・育成会活動の充実
- (4) 国際理解教育の推進
- (5) 国内や国外の学校・諸施設との交流

この他に新たな事項が発生した場合は、関係部局と協議する。

個人情報の保護

第3条 学校ホームページを運用するに当たり、個人情報(個人に関する情報が特定されるもの。例えば、個人名と顔が一致できるような画像や表現)は、原則として発信しないものとする。

もし発信が必要な場合、本人及び保護者等関係者(成人であれば本人)の同意を前提とし、運用責任者の監督の下、学校職員が行う。また、その範囲は、必要最低限のものとする。

第4条 個人情報の送受信の範囲は以下の通りとする。

- (1) 児童及び保護者等の個人情報を発信することはできない。
- (2) ホームページ上で教科やクラブ等における児童の作品や活動の成果を発信することはできる。この場合、氏名はイニシャル表記にする等配慮する。
- (3) 写真の掲載に関しては第三者から個人が特定できないよう配慮する。氏名との併記はできない。

第5条 児童及び学校職員は、個人情報を保護するために必要な場合、その箇所のみ画像の編集・加工をすることができる。

学校職員による指導の徹底

第6条 学校職員は、著作権・知的所有権に配慮し、インターネットにおける基本的なモラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図る。

第7条 学校職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取扱等の指導を徹底する。

禁止事項

第8条 発信する内容について、言語・表現方法・内容等、人権に関わる表現に配慮しなければならない。

第9条 非合法な情報や、公序良俗に反する情報等、学校教育において望ましくない情報の送受信が行われないようにしなければならない。

第10条 インターネットに接続した機器等の機能、公共のネットワーク、あるいはインターネットに支障を与えてはならない。

第11条 インターネットをとおして得られた情報における知的所有権を侵害してはならない。

第12条 インターネットを通して商用その他営利活動をしてはならない

第13条 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。

ホームページ上での基準の明記

第14条 本基準を中種子町立納官小学校ホームページ上で必ず明記するものとする。